

議案第 6 1 号

田川郡東部環境衛生施設組合格約の一部を変更する規約の制定に関する協議  
について

田川郡東部環境衛生施設組合格約の一部を変更する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 7 日提出

田川市長 二 場 公 人

理 由

令和 3 年 4 月 1 日より新たに田川地区広域環境衛生施設組合が設立され、し尿処理に関する事務が新組合に移管されることに伴い、本組合の共同処理をする事務の規定を変更する必要が生じたため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

田川郡東部環境衛生施設組合同規約の一部を変更する規約（案）

田川郡東部環境衛生施設組合同規約の一部を次のように変更する。

第3条の表(5)し尿処理施設の総合調整に関する事務の項及び(6)し尿処理施設の管理運営に関する事務の項を削る。

別表第3条の表第2号、第4号及び第6号に掲げる事務の項中「第2号、第4号及び第6号」を「第2号及び第4号」に改め、同表第3条の表第1号、第3号及び第5号に掲げる事務の項中「第1号、第3号及び第5号」を「第1号及び第3号」に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。